

## 地方分権改革推進本部（第13回会合） 議事録

日 時 令和元年12月23日（月） 9時00分～9時05分

場 所 官邸2階小ホール

議 題 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針について

出席者 安倍内閣総理大臣、麻生副総理、高市総務大臣、森法務大臣、萩生田文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、赤羽国土交通大臣、小泉環境大臣、菅内閣官房長官、田中復興大臣、武田国家公安委員会委員長、衛藤内閣府特命担当大臣、竹本内閣府特命担当大臣、北村内閣府特命担当大臣、橋本内閣府特命担当大臣、加藤農林水産副大臣、神田内閣府大臣政務官、中谷外務大臣政務官、中野経済産業大臣政務官、岩田防衛大臣政務官、西村官房副長官、岡田官房副長官、杉田官房副長官、大塚内閣府副大臣、古谷内閣官房副長官補、山崎内閣府事務次官、田和内閣府審議官

（北村内閣府特命担当大臣）ただいまから、地方分権改革推進本部第13回会合を開催します。

本日の議題は、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」であります。まず、そのポイントについて、私から説明いたします。

6年目となる本年の提案募集においても、地方から、地方創生や子ども・子育て支援関連など、昨年と同程度の301件という多くの御提案をいただきました。

そのうち、特に専門的な検討が必要なものにつきましては、学識経験者による充実した御審議をいただき、また、その他の提案も含めて一つ一つその合理性を吟味した上、丁寧な調整を重ねてまいりました。

その結果、提案が実現するなど対応できるものの割合は、9割となり、関係大臣の御尽力に対し、深く感謝申し上げます。

実現することとなった具体の提案を見ると、本年も、提案募集方式ならではの成果が上がっております。

すなわち、地域の実情にそぐわない制度や運用の見直し等について、地域の具体事例に基づく提案をいただき、

- ・森林所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し
- ・町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止
- ・里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化
- ・病児保育施設を整備する者の範囲に係る要件の緩和

など、地方の喫緊の課題について、地方の取組を加速化する提案が数多く実現することとなり、現場で困っている多くの支障の解決につながっております。

以上説明申し上げた対応方針案に基づき、法律改正により措置すべき事項については、次期通常国会に所要の一括法案等を提出することを基本としております。

それでは、御意見のある方は御発言を願います。

ないようでございますので、本議題に関し、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」について、資料2-2のとおり、決定することに御異議ございませんか。

**【異議なし】**

ありがとうございます。

それでは、各大臣におかれましては、ただいま決定した対応方針に沿って、法案化作業等に協力をお願いいたします。

また、政省令の整備や通知の発出により措置する事項等につきましても、地方からの提案の趣旨を踏まえ、迅速・丁寧に対応していただきますようお願い申し上げます。

また、私といたしましても、今後とも、できるだけ多くの地方公共団体に提案を出していただけるよう努めてまいります。

なお、この対応方針は、この後の閣議においても決定する予定でございます。

ここで、報道関係者の入室をお願いいたします。

**（報道入室）**

**（北村内閣府特命担当大臣）** 結びに本部長である総理より御挨拶をいただきます。

**（安倍内閣総理大臣）** 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものです。

「地方の声に徹底して耳を傾ける」との基本方針の下、安倍内閣では、平成26年より地方分権改革に関する地方からの提案を幅広く募集し、その多くの実現に努めてきました。

6年目となる本年も、地方から、地方創生や子ども・子育て支援関連など、数多くの提案を頂き、きめ細かく検討した結果、本日、その9割の提案の実現を図る対応方針を決定しました。

各大臣にあっては、本日決定した「対応方針」に基づいて、強いリーダーシップを発揮し、一つ一つの施策を着実に実現していただくように、お願い申し上げます。

**（北村内閣府特命担当大臣）** ありがとうございました。

**（報道退室）**

**（北村内閣府特命担当大臣）** それでは、以上で地方分権改革推進本部の第13回会合を終了します。

ありがとうございました。

**（以上）**

**（速報のため事後修正の可能性あり）**